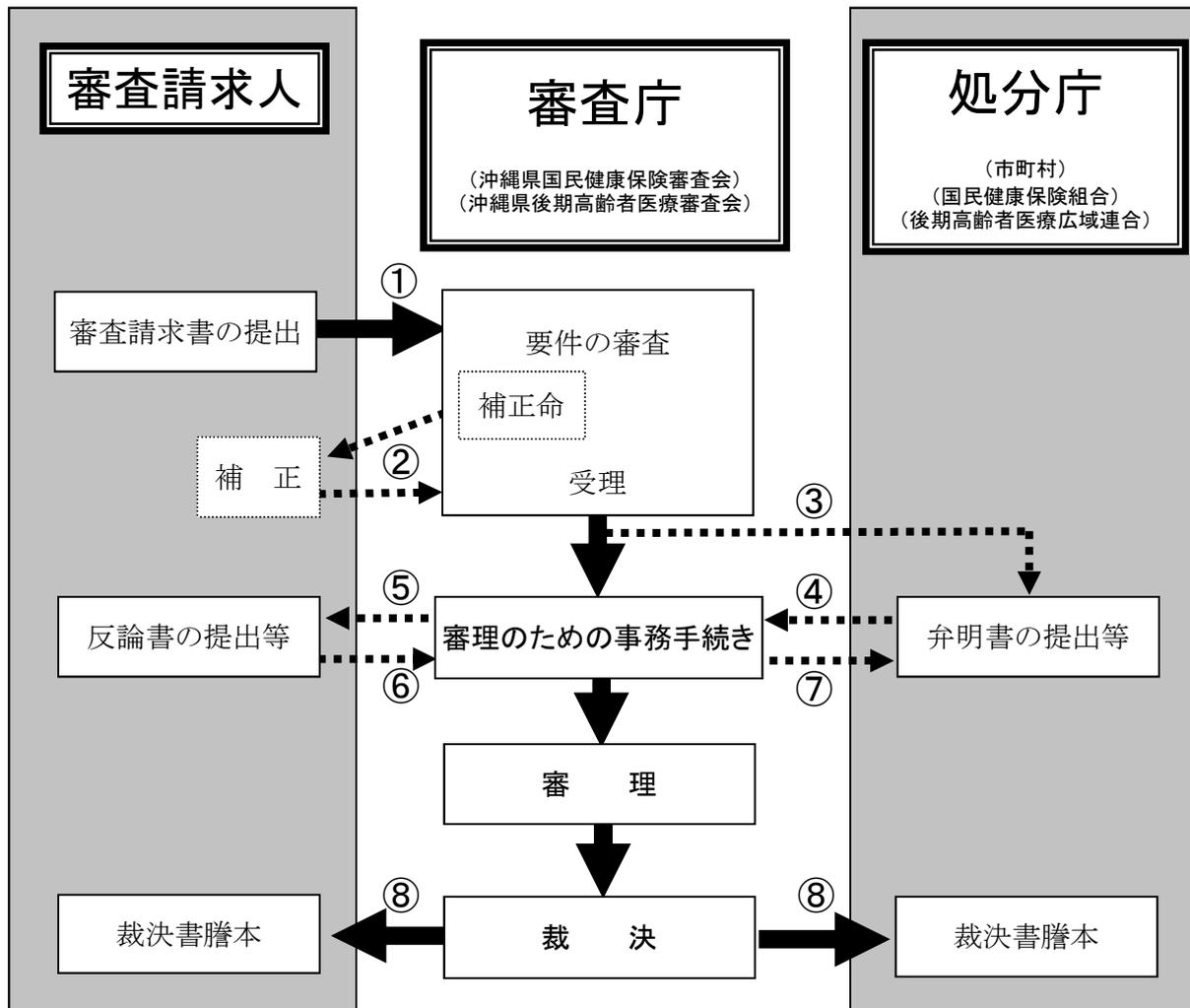


● 審査請求の流れ



① 審査請求人は、審査請求書を2部作成し、審査庁へ提出する。

② 審査庁は、審査請求書の記載事項が全て記載されていない場合等で、補正が必要なときは、補正を命令する。

③ 審査庁は、処分庁に審査請求書の1部を送付し、相当の期間を定めて弁明書の提出を求めることができる。

④ 処分庁は弁明書を2部作成し、審査庁に提出する。

⑤ 審査庁は審査請求人に弁明書の1部を送付する。

⑥ 審査請求人は、反論書を提出される場合、1部作成し、相当の期間内に審査庁に提出することができる。

⑦ 審査庁は、反論書の提出があった場合は、処分庁に反論書の写しを送付する。

⑧ 審査会は公平な審理により裁決を行い、裁決書謄本を審査請求人及び処分庁に送付する。